日調連発第１４２号
平成２５年８月２０日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について（参考送付）

この度、福岡会から、下記地方公共団体において標記制度が実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

記

朝倉郡筑前町（福岡県）　　平成２５年９月１日から（別添１）
朝倉郡東峰村（福岡県）　　平成２５年９月１日から（別添２）

別添1

福調発第２９６号
平成２５年８月７日

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　林　　千　年　殿

福岡県土地家屋調査士会
会　長　草　賀　裕　一　㊞

本人通知制度の導入について（お知らせ）

平素より、本会の会務運営につきましては、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記制度が福岡県朝倉郡筑前町において、平成２５年９月１日より別紙のとおり導入される旨の通知がありましたので、お知らせいたします。

以上

２５筑住第　９３　号
平成２５年７月３１日

福岡県弁護士会長　様
福岡県司法書士会長　様
福岡県土地家屋調査士会長　様
九州北部税理士会長　様
福岡県社会保険労務士会長　様
日本弁理士会長　様
日本海事代理士会長　様
福岡県行政書士会長　様

福岡県朝倉郡筑前町長　田頭　喜久己

本人通知制度の導入について（お知らせ）

平素より、戸籍・住民基本台帳事務の円滑な運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、平成２５年９月１日より、筑前町において、事前に登録された方の戸籍謄抄本及び住民票の写し等を第三者に交付した際に、その交付の事実をお知らせする「本人通知制度（事前登録型）」を導入しますのでお知らせいたします。

なお、本人通知制度は、法令等に基づくものではなく、筑前町が要綱等を定めて実施するもので、制度の詳細につきましては下記までお問合せください。

また、これまでも統一請求用紙の使用目的欄への具体的な記載及び統一請求用紙の適切な保管管理について、厳正的確な制度運用にご協力いただいていることと存じますが、筑前町におきましても、個人情報の厳格な取り扱いに努めて参りたいと考えておりますので、引き続きご協力いただきますよう、再度所属会員にご周知をお願いいたします。

福岡県朝倉郡筑前町住民課
電話　０９４６－４２－６６０６（直通）
ＨＰ　http://www.town.chikuzen.fukuoka.jp

福岡県
土地家屋調査士会
25.8.1
受付
0479

別添2

福調発第３０３号
平成２５年８月９日

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　林　　千　年　殿

福岡県土地家屋調査士会
会　長　草　賀　裕　一　㊞

本人通知制度の導入について（お知らせ）

平素より、本会の会務運営につきましては、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記制度が福岡県東峰村において、平成２５年９月１日より別紙のとおり導入される旨の通知がありましたので、お知らせいたします。

以上

25東住第246号
平成25年8月6日

福岡県弁護士会長　様
福岡県司法書士会長　様
福岡県土地家屋調査士会長　様
九州北部税理士会長　様
福岡県社会保険労務士会長　様
日本弁理士会長　様
日本海事代理士会長　様
福岡県行政書士会長　様

福岡県東峰村長　　井上　一徳

本人通知制度の導入について（お知らせ）

平素より、戸籍・住民基本台帳事務の円滑な運営につきましては、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、平成25年9月1日より、東峰村において、事前に登録された方の戸籍謄抄本や住民票の写し等を第三者に交付した際にその交付の事実をお知らせする「本人通知制度（事前登録型）」を導入することをお知らせするものです。

なお、本人通知制度は、法令等に基づくものではなく、東峰村が要綱等を定めて実施するもので、制度の詳細につきましては下記担当までお問合せください。

また、これまでも統一請求用紙の使用目的欄への具体的な記載や、統一請求用紙の適切な保管管理について、厳正的確な制度運用にご協力いただいていることと思いますが、東峰村におきましても、個人情報の厳格な取り扱いに努めて参りたいと考えておりますので、引き続きご協力いただきますよう、再度所属会員にご周知をお願いいたします。

福岡県東峰村役場住民福祉課住民係
担当　　熊谷
電話　　０９４６－７４－２３１１

福岡県
土地家屋調査士会
25.8.8
受付
0502